

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(山梨県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
山梨県	<p>一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかの規模に該当する建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 階数が3以上となるもの ・ 延べ面積が500㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条の規定の適用を受ける建築物 ・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物 ・ 法第68条の10第1項に規定する型式適合認定建築物(令第136条の2の11号に掲げるものに限る。) ・ 建築主が地方公共団体である建築物 ・ 法7条の3第1項第1号に規定する工程を含む工事に係る建築物 	—
甲府市	<p>法第6条第1項各号に掲げる建築物で、建築(新築、増築、改築)に係る床面積の合計が100㎡以上のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条に規定する建築物 ・ 法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物 ・ 法第85条第5項に規定する仮設建築物 ・ 建築物に附属する独立した機械室、電気室等の建築物 	H26.11.1～H31.10.31
	<p>備考 中間検査を行う区域は、甲府市の市域で都市計画区域内とする。ただし、特殊建築物については市全域とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証を受けたものが製造する、当該認証に係る規格化された型式の建築物 	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(山梨県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
山梨県	木造※	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事(枠組壁工法を用いた建築物の場合は、屋根の小屋組工事及び耐力壁工事)	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事(屋根ふきの工事を除く。)及び内装工事
	S造	鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
	SRC造		構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	プレキャストRC造	階数が1の場合は屋根版の取付工事、階数が2以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の取付工事	特定工程の屋根版又は床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事
	上記以外の構造	階数が1の場合は屋根工事、階数が2以上の場合は初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床工事	階数が1の場合は外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事、階数が2以上の場合は2階の柱又は壁工事
備考	※ 在来軸組工法又は枠組壁工法を示す。 ・ 一の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事をを行った工区の工事の工程に係るものとする。 主たる構造とは、一の構造はその構造とし、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうち、その床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終了した部分の構造を主たる構造とみなす。		

甲府市	基礎工事に関する工程			
	木造で階数3以上又は延べ床面積500㎡を超えるもの	木造(軸組) 木造(枠組)	基礎の配筋が完了した工程	
	組積造等、S造、RC造、SRC造、WRC造、プレキャストRC造		基礎の配筋を覆うコンクリート打設の工程	
	建方工事に関する工程			
	木造(軸組)	土台、柱、梁、筋かい等の軸組の緊結が完了した工程	床、壁、天井を設置して軸組の接合部を覆う工程	
	木造(枠組)	小屋組を完了した工程	屋内側の壁や天井を設置して枠組みを覆う工程	
	階数が1	組積造等、RC造、WRC造	屋根の配筋	特定工程で指定された屋根、又は床版の配筋を覆うコンクリート打設の工程
		プレキャストRC造		特定工程で指定された床版、屋根、壁など相互の接合部を覆う工事
		S造、SRC造	建方完了時	柱、梁、斜材などの接合部を覆う工程
	階数が2以上	組積造等、RC造、WRC造	最下階から2つ目の床版の配筋又は取付	特定工程で指定された屋根、又は床版の配筋を覆うコンクリート打設の工程
プレキャストRC造		特定工程で指定された床版、屋根、壁など相互の接合部を覆う工程		
	S造、SRC造	最下階から2つ目の柱、梁、斜材を溶接又はボルトにより接合した工程	柱、梁、斜材などの接合部を覆う工程	
備考	混構造の取扱は、原則として延べ面積の大きい構造を主要な構造として適用します。また、2種以上の構造部分の延べ面積が同じである場合は、最初に特定工程に達する構造の部分为主要な構造とします。			

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。